１ 当会社の業務執行社員　前川郁子は、その持分の一部を前川太郎及び前川花子に譲渡し、これを譲り受けた前川太郎及び前川花子は、同時に業務執行社員として加入すること。

新加入社員の氏名及び住所並びに出資の目的及び価額は、次のとおり。

住所　大阪市福島区海老江五丁目２番２号大拓ビル７Ｆ

金１万円　有限責任社員　前川太郎

住所　大阪市福島区海老江五丁目２番２号大拓ビル７Ｆ

金１万円　有限責任社員　前川花子

１ 定款第５条を次のとおり変更すること。

第５条　当会社の社員の氏名及び住所並びに出資の目的及びその価額は次のとおりである。

　住所　大阪市福島区海老江五丁目２番２号大拓ビル７Ｆ

　有限責任社員　前川郁子　　金８万円

　住所　大阪市福島区海老江五丁目２番２号大拓ビル７Ｆ

　有限責任社員　前川太郎　　金１万円

　住所　大阪市福島区海老江五丁目２番２号大拓ビル７Ｆ

　有限責任社員　前川花子　　金１万円

１ 定款第７条を次のように改める。

第７条 当会社の業務は、業務執行社員が執行するものとし、社員前川郁子、社員前川花太郎及び社員前川花子を業務執行社員とする。

１ 定款第８条は現状通りとする。

第８条 社員前川郁子を当会社の代表社員とする。

以上に同意する。

令和　　年　　月　　日

ゆうりコンサルティング合同会社

業務執行社員　　前川郁子

新業務執行社員　前川太郎

新業務執行社員　前川花子